

## 令和6年度 保育料（保育施設等の利用料）に関するお知らせ

### 1. 令和6年度の保育料について

保育料基準額表は、裏面に記載しております。

保育料は4月1日時点の年齢に基づいて決定しますので、年度の途中で誕生日を迎え、年齢が上がっても保育料算定の基準となる年齢は変わりません。

なお、階層区分や子どものクラス年齢により、次のような保育料の軽減があります。

### 2. 保育料の軽減について

◎ 国の制度（多子世帯やひとり親世帯等に対する軽減）について ※申請手続きは必要ありません

#### ① 要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

要保護世帯で市区町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯を対象に、第1子の保育料が半額、または、9,000 円のいずれか低い金額、第2子以降が無料となります。

※第何子に該当するか判定は以下「多子世帯」をご覧ください。

#### ② 多子世帯

市区町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯を対象に、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。

第何子かの確認は、保育施設等を同時利用している必要や年齢制限はありません。また、生計同一であれば市外の学校に通っている場合など、別居の子も含めることができます。

### ◎ 第2子以降の軽減（大分にこここ保育支援事業）について ※申請手続きが必要です

- ・対象者：第2子以降の子ども
  - ・軽減額：第2子以降は無料
- ※第何子かの判定に、年齢や生計同一の制限はありません。

#### ○提出書類 「第2子以降の3歳未満児に係る保育料等確認決定申請書」

子ども入園課、東部・西部保健福祉センター、各支所、各保育施設等にございます。また、大分市ホームページからもダウンロードが可能です。

#### ○提出先 子ども入園課、東部・西部保健福祉センター、各支所、各保育施設等

※オンラインで申請（ご利用にあたり事前に利用者登録が必要な場合があります。）することもできます。

※すでに申請している・軽減措置を受けている場合は、手続き不要です。

(注意) 保育料の軽減については、まず国の軽減制度を適用した後に、市の軽減制度を適用します。

きょうだい療育機関へ在籍（予定）で軽減を適用するには、令和6年4月1日以降の所属を確認できる「在園・通園証明書」の提出が必要となります。

また、保育料の軽減に該当すると思われる世帯で、就学等により別世帯のお子さんがある場合は、担当課までご連絡ください。

大分市役所 子ども入園課 入所・入園担当班  
TEL : 097-537-5794 (直通)

